

食品衛生 FAX 通信

令和元年度10・11月号

～10・11月の目標～

生食用かきの販売には届出が必要です!!

生食用かきを販売する場合は、年度ごとに保健所への届出が必要です。届出後に交付する「生食用かき取扱い届出済ステッカー」を店内に掲示してください。食中毒を予防するため、細心の注意を払い適切に取り扱いましょう。

届出書類

届出書類は生食用かきの仕入れ方法によって異なります！

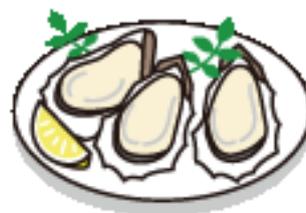
○加工者から直接仕入れる場合

届出様式1、生食用かきの自主検査成績書、表示見本

○市場などを經由して仕入れる場合

届出様式2のみ

※届出様式は保健所でお渡しします。東京都HP「食品衛生の窓」からもダウンロードできます。



生食用かきを取扱う際の注意点



- 適正な表示がされているか、確認。
- 仕入先及び購入年月日等を、明確に把握。
- 保存基準 10℃以下を順守。
- 加熱調理用カキとは販売区画を分ける。
- 必ず表示期限内に販売。
- 購入者に、表示期限内の消費を声かけ。

問合せ先

島しょ保健所大島出張所

TEL 04992-2-1436

島しょ保健所三宅出張所

TEL 04994-2-0181

島しょ保健所大島出張所新島支所

TEL 04992-5-1600

島しょ保健所八丈出張所

TEL 04996-2-1291

島しょ保健所大島出張所神津島支所

TEL 04992-8-0880

島しょ保健所小笠原出張所

TEL 04998-2-2951